板橋区生産緑地地区指定基準

平成 18 年 8 月 2 日区長決定 改正 平成 30 年 11 月 9 日決定 改正 令和 2 年 10 月 23 日決定

(目的)

第1条 この基準は、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)に基づく生産緑地地区及び特定生産緑地の指定について必要な事項を定めることにより、都市における農地等の計画的・永久的な保全を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、法において使用する用語によるものとする。

(指定要件)

第3条 都市計画に定める生産緑地地区は、法第3条第1項第1号及び第3号に掲げる条件 並びに東京都板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例(平成30年東京都板橋区条例 第9号。以下「条例」という。)第2条の規定による区域の規模の要件を満たすもので、か つ、当該区域で概ね今後30年間営農できる目処があり、農地所有者及び農地等利害関係人 が指定を受ける同意があるものとする。

(指定対象農地等)

- 第4条 生産緑地地区の指定対象は、次の各号のいずれかに該当する農地等で、地域の実情 を踏まえた都市計画上の理由から区が必要と認めるものとする。
 - (1) 緑地機能の補完又は公共施設等の用地の確保の観点から必要なもの
 - (2) 災害対策の観点から効果が期待できるもの
 - (3) 都市にふさわしい農業の振興のために区が必要と認め、保全又は活用するもの
 - (4) 既に指定された生産緑地地区と一体化又は整形化が図ることができ、一団のものの区域となるもの
 - (5) その他良好な都市環境の形成に資するもの

- 2 前項第4号に規定する一団のものの区域とは、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域をいう。ただし、道路、水路等(農業用道路、農業用水路等を除く。以下同じ。)が介在している場合であっても、これらの幅員規模が概ね6メートル程度までのもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的な一体性を有している300平方メートル以上の区域の規模の農地等(農地等の面積に道路、水路等の面積は含めない。)と認められるものであれば、一団のものの区域とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、同一の街区又は隣接する街区に存する複数の農地等が一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資すると区長が認めたときは、物理的な一体性を有していないものについても一団のものの区域とみなす。この場合において、一団のものの区域を構成する個々の農地等の面積については、100 平方メートル以上とする。

(指定しない農地等)

- 第5条 前2条の規定にかかわらず、都市計画上の土地利用の観点から、次の各号のいずれ かに該当する農地等は生産緑地地区に指定しないものとする。
 - (1) 都市計画により、土地利用の有効・高度利用を図るべき地域・地区に指定されている 区域内のもの
 - (2) 都市計画法第 59 条の規定による認可又は承認を受けた都市計画事業の区域と重複するもの
 - (3) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業が施行中の区域内のもの(同項 第1号の規定による土地区画整理事業の区域内において、事業計画段階で集合的な農地 等として計画的に配置されることが確実なものを除く。)
 - (4) 現況農地等であっても、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による転用の届出が行なわれているもの(法第8条第2項の規定に該当する施設に転用されるもの及び届出後の状況の変化により、現に、再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が確認されるものを除く。)

(指定の申請)

第6条 生産緑地地区の指定を希望する農地所有者は、別に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。この場合において、指定対象となる農地等に農地等利害関係人が存するときは、農地所有者は、これらの者に、別に定める同意書により、同意を得なけれ

ばならない。

(地区の指定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、この基準の規定及び関係する法令に基づき内容を審査し、指定すべき必要があるものについて、都市計画に生産緑地地区を 定めるものとする。

(特定生産緑地の指定)

- 第8条 区長は、前条で指定された生産緑地地区のうち、申出基準日が近く到来し、農地所有者から同意が得られたものを特定生産緑地として指定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は特定生産緑地に指定しないものとする。
 - (1) 農地等として適切に管理されていない場合
 - (2) 別に定める期日までに次項(第5項において、準用する場合を含む。)に基づく申請がなされない場合
 - (3) 第3項(第5項において、準用する場合を含む。)の規定に基づき特定生産緑地の指定を希望しない旨の申し出がなされた場合
 - (4) 次条第1項(同条第2項において、準用する場合を含む。)の規定に基づき特定生産 緑地の指定希望の申請が取り下げられた場合
- 2 特定生産緑地の指定を希望する農地所有者は、別に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。この場合において、当該生産緑地に農地等利害関係人が存するときは、これらの者から同意を得なければならない。
- 3 特定生産緑地の指定を希望しない農地所有者は、別に定める書類を添えて、区長に申し 出なければならない。
- 4 区長は、第1項で指定した特定生産緑地のうち、申出基準日から起算して 10 年を経過する日が近く到来し、農地所有者から同意が得られたものについて、指定の期限を延長する。当該特定生産緑地について、当該延長に係る期限が近く到来するものについても同様とする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の期限の延長について準用する。

(特定生産緑地の指定希望の取下げ)

第9条 前条第2項の規定に基づき特定生産緑地の指定を希望する申請を行った農地所有者 が、特定生産緑地の指定までの間に当該指定希望に係る申請を取り下げる場合は、別に 定める書類を添えて、区長に届け出なければならない。この場合において、当該生産緑 地に農地等利害関係人が存するときは、これらの者から同意を得なければならない。

2 前項の規定は、前条第4項の規定による指定の期限の延長について準用する。

(特定生産緑地の指定解除の申出)

- 第10条 特定生産緑地の指定の公示後に指定の解除を申し出る場合は、別に定める書類を添えて、区長に届け出なければならない。この場合において、当該特定生産緑地に農地等利害関係人が存するときは、これらの者から同意を得なければならない。
- 2 前項の規定は、第8条第4項の規定による指定の期限の延長について準用する。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定めるものとする。

付 則

この基準は、決定の日から施行する。

付 則

この基準は、決定の日から施行する。

付 則

この基準は、決定の日から施行する。